

# 事故に関する情報提供

(屋外コンテナ式収納スペースの移動式足場の階段からの転落)

平成 29 年 6 月 30 日

消費者安全調査委員会

本レポートは、消費者安全調査委員会が、生命身体事故等に係る事故等原因を究明することが必要であるか否かを検討するために収集した情報を、消費者安全の確保の見地に立って、公にするものである。

本レポートは、サービス等事故調査部会における情報収集・審議を経て、平成29年6月30日に消費者安全調査委員会で決定された。

#### 消費者安全調査委員会

委員長	宇賀克也
委員長代理	持丸正明
委員	朝見行弘
委員	河村真紀子
委員	澁谷いづみ
委員	水流聡子
委員	淵上正朗

#### サービス等事故調査部会

部長	持丸正明
部長代理	澁谷いづみ
臨時委員	飯野謙次
臨時委員	鎌田環
臨時委員	関東裕美
臨時委員	首藤由紀
臨時委員	徳田哲男
臨時委員	野口貴公美
臨時委員	横矢真理
臨時委員	余村朋樹

担当専門委員 久坂美津子

## 《参考》

本レポート本文中に用いる用語の取扱いについて

本レポートの本文中における記述に用いる用語の使い方は、次のとおりとする。

- ① 断定できる場合  
・・・「認められる」
- ② 断定できないが、ほぼ間違いない場合  
・・・「推定される」
- ③ 可能性が高い場合  
・・・「考えられる」
- ④ 可能性がある場合  
・・・「可能性が考えられる」  
・・・「可能性があると考えられる」

# 目次

1	情報収集の経緯	1
2	レンタルボックスについて	2
2. 1	レンタルボックスの形態と利用実態	2
2. 2	消費者が利用する荷物の保管サービスの形態	3
2. 3	レンタルボックスの設置数等	4
2. 4	レンタルボックスの移動式足場に関する基準	4
3	レンタルボックスに係るインターネット調査結果	6
3. 1	調査結果概要	6
3. 2	レンタルボックス2階部分への昇降手段	8
3. 3	レンタルボックス利用時にヒヤリとしたり、けがをしたりした経験	8
4	結論	10
参考	その他情報収集で明らかになった安全に関する事項	11
参考1	レンタルボックスと建築基準法	11
参考2	特定行政庁におけるコンテナ利用建築物の取扱いの例	11

# 1 情報収集の経緯

消費者安全調査委員会は、「レンタル中の屋外コンテナ式収納スペース（以下「レンタルボックス」という。）の2階部分に荷物を収納するため、移動式足場の階段を上っている際に、バランスを崩して転落し、腕の骨を折った。」という申出を受け、当該申出に関する情報収集を行った。

その結果、消費者庁の事故情報データベース<sup>1</sup>には、当該申出事案以外に類似の事故情報は登録されていないものの、自宅以外の場所に消費者が家財道具等を保管するための収納スペースを賃貸する事業者が多数存在し、その収納スペースの中にはコンテナを2層に積み重ねた形態で、2階部分への昇降手段として移動式足場を利用している場合が少なくないことが分かった。このようなレンタルボックスの2階部分を利用する場合には、両手に荷物を抱えて階段を昇降することが多いと考えられ、事故の再発も懸念される。

そこで、消費者安全調査委員会では、関連する情報を収集、分析、整理し、その結果を本レポートに取りまとめるとともに、消費者安全確保のための対応がとられるように、消費者庁、経済産業省及び国土交通省に対して情報提供する。

---

<sup>1</sup> 「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より生命身体に関する事故情報、危険情報を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム(平成22年4月正式運用開始)。

## 2 レンタルボックスについて

### 2. 1 レンタルボックスの形態と利用実態<sup>2</sup>

本レポートで対象とするレンタルボックスは、コンテナを1層又は2層に積み重ねて設置し、収納スペースとして賃貸されているものである。

2層積みのレンタルボックスの2階部分への昇降手段については、移動式足場(図1)、屋外の固定式階段、施設内の階段がある。



図1 2層積みレンタルボックスと移動式足場の例

コンテナは、海上輸送用や鉄道輸送用のコンテナが転用されていることが多い<sup>3</sup>。連結された複数のコンテナについて、各コンテナが間仕切りされ、それぞれに1つの部屋としてドア又はシャッターが取り付けられて独立した収納スペ

<sup>2</sup> この項は、下記の事業者団体及びその傘下の事業者への聴き取り結果を取りまとめた。

・一般社団法人レンタル収納スペース推進協議会(平成15年5月設立。「レンタル収納スペースサービスを利用する一般消費者の利益の擁護又は増進を図り、本事業が社会と調和して成長し、もって本事業が健全に発展することを目的とする」団体。平成29年4月現在、正会員33社。)

・一般社団法人日本レンタルボックス協会(平成18年7月設立。「レンタルボックスに関連する産業の健全な発展に寄与することを目的とし」、その目的を達成するため、「レンタルボックスに関する調査研究」、「レンタルボックスに関する規格の作成及びその推進」などの事業を行う団体。平成29年4月現在、正会員43社。)

<sup>3</sup> 輸送目的で製造されるコンテナが、事業者のオーダーにより部屋を仕切り、ドアやシャッターなどを取り付けた状態で中国や韓国から輸入される。また、中古のコンテナを再利用する事業者もあるが、その場合は輸送コストを考慮して改造は日本で行われていることが多い。

ースとされたり、1つのコンテナが1室として利用されたりしている。また、連結されて固定式階段が付けられるなどして外見上は1つの建物になっている場合もある(図2)。個々の収納スペースの広さは、おおむね0.5帖から8帖程度であり、利用者は、収納する物品の量に応じた広さの収納スペースを選択することができる。

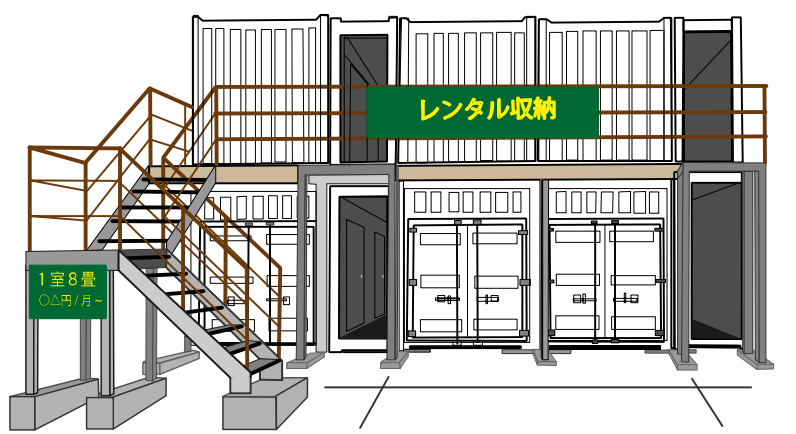


図2 連結されて固定式階段も設置された例

利用者が消費者の場合は、自宅に保管しきれない物品の保管や、転居、改築などの際の一時保管場所として利用し、保管する物品は家具、家電、書籍、レジャー用品、衣類など多岐にわたる。利用者が法人の場合は、事業者が業務用の資料を保管したり、資材置き場として利用したりしている。

## 2. 2 消費者が利用する荷物の保管サービスの形態

レンタルボックスの他に、収納スペースを賃貸する事業として、ビル1棟又はビル内部を間仕切りして収納スペースとして賃貸する形態(以下「ビルインタイプ」という。)がある。

また、消費者が荷物を預けるサービスとして、「トランクルーム」もある。これは、倉庫業法で規定されており、国土交通大臣の登録を受けた倉庫事業者が、倉庫やビル内部を間仕切りして設けた収納スペースで利用者の荷物を預かるものである<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> レンタルボックスやビルインタイプが、利用者が事業者から場所を借りる不動産の賃貸借契約に基づく利用形態であるのに対し、トランクルームは倉庫事業者が保管管理責任を負って荷物を預かる寄託契約に基づく利用形態である(倉庫業法で「トランクルーム」とは、その全部又は一部を寄託を受けた消費者の物品の保管の用に供する倉庫と定義されている)。倉庫業者が運営するトランクルームには認定制度が設けられ、倉庫業者の申請に基づき国土交通大臣により優良と認定されたトランクルームは「認定トランクルーム」と

なお、倉庫業法上の倉庫業とは「寄託を受けた物品の倉庫における保管(略)を行う営業」と定義されており、不動産の賃貸借契約に基づき、利用者に対して、利用者の物品を収納するための収納スペースを貸すというレンタルボックス及びビルインタイプの事業は、倉庫業法上の倉庫業には該当しない。

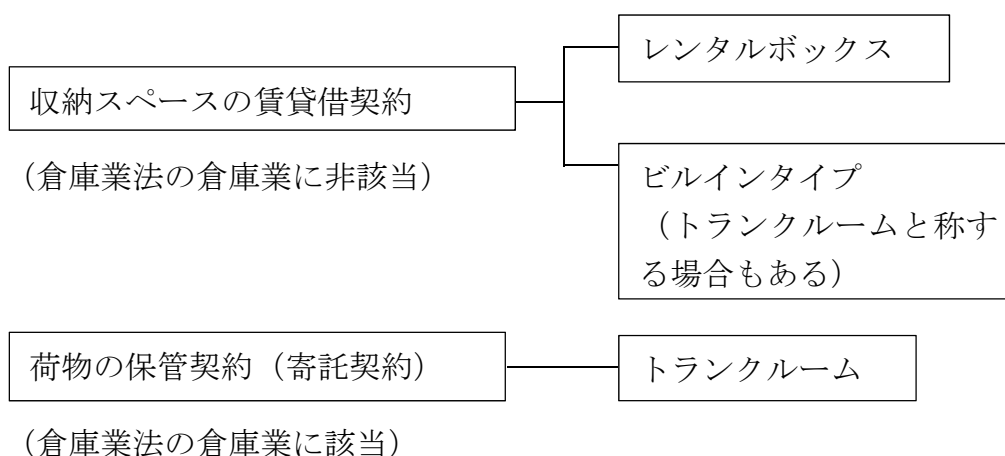


図3 消費者が利用する荷物の保管サービスの形態

### 2. 3 レンタルボックスの設置数等

レンタルボックスについて公的な年次統計資料はない。事業者団体からの聴き取り結果を以下に示す。

現在、約 500 の事業者が収納スペースの賃貸業を運営している。事業形態は 2. 2 で示したようにレンタルボックスとビルインタイプとに分かれ、事業者のうち、約半数がレンタルボックスを扱っている。

レンタルボックスの設置数は全国で約 6, 600 箇所、部屋数は約 27 万室であり、大都市圏近郊の住宅地に設置されていることが多い。

### 2. 4 レンタルボックスの移動式足場に関する基準

レンタルボックスの移動式足場に関しては基準が設けられていない。

移動式足場に類似するものとして、建築基準法における階段、労働安全衛生法における昇降設備、日本工業規格における階段が挙げられるが、いずれの基準も

---

称されている。なお、倉庫事業者以外の事業者もトランクルームという名称を用いることがあるが、法律で禁止されているわけではない。また、倉庫業者が運営するトランクルームの中には、ビルインタイプと称しているものもある。



レンタルボックスの移動式足場に適用されない。

建築基準法は、同法第2条第1号において、建築物とは「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。」と定義し、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めている。

2層式のレンタルボックスの2階部分を使用するために利用される移動式足場の階段は、同法上、建築物に該当せず、建築物に附属する建築設備にも該当しないため、それ自体に同法が適用されるものではない。

なお、同法における建築物の階段に関する基準では、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）について、蹴上げは23cm以下、踏面は15cm以上と定められている<sup>5</sup>（図4）。また、階段には手すりを設けなければならない（高さ1メートル以下の階段部分を除く。）と規定されている（令第25条）。

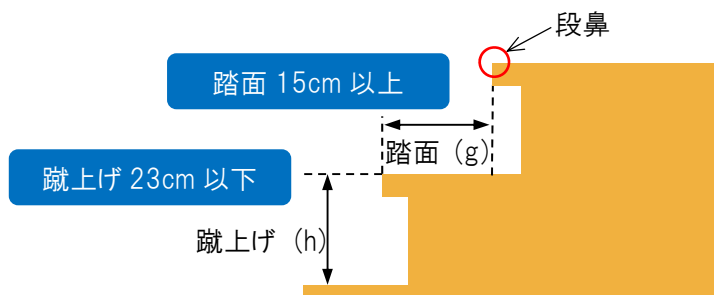


図4 建築物の階段の蹴上げと踏面

労働安全衛生法は、同法第1条において、「労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。」とされている。

同法の施行に関して発出されている厚生労働省「足場先行工法に関するガイドライン（平成18年2月10日改正）」5 足場の構造等及び組上げ方法（11）

<sup>5</sup> 申出者が利用していた階段については、申出資料によると、蹴上げが34～35cm、踏面が24cmである。

昇降設備においては、「階段の踏面は等間隔で設け、その幅は 20 センチメートル以上、けあげの高さは 30 センチメートル以下とし、手すりを設置すること。」とされている。

日本工業規格には、「機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第 3 部：階段、段ばしご及び防護さく（柵）<sup>6</sup>」がある。階段に適用される安全要求事項として、蹴上げ高さ（h）と水平移動距離（連続した二つの段鼻間の水平距離）（g）とが、 $600 \leq g+2h \leq 660$ （mm）を満たさなければならないとされ、また、階段には少なくとも片側に手すりを設けなければならないとされている。

### 3 レンタルボックスに係るインターネット調査結果

レンタルボックス利用及び利用時の事故について、全国の 18 歳以上のレンタルボックス利用者 500 名を対象に、平成 29 年 2 月 17 日から 2 月 22 日までの期間でインターネット調査を実施した。

なお、本調査の回答者としてレンタルボックス利用者 500 名を得るために、まず、「自宅以外の場所を、荷物を保管する場所として利用している」又は「利用していたことがある」と回答する者を選別し、さらにそれらの者のうち、「屋外に設置したコンテナ利用のレンタルボックスに荷物を保管している」又は「していた」と回答する者を選別し、それらの者が 500 名になるまで選別を行った<sup>7</sup>。

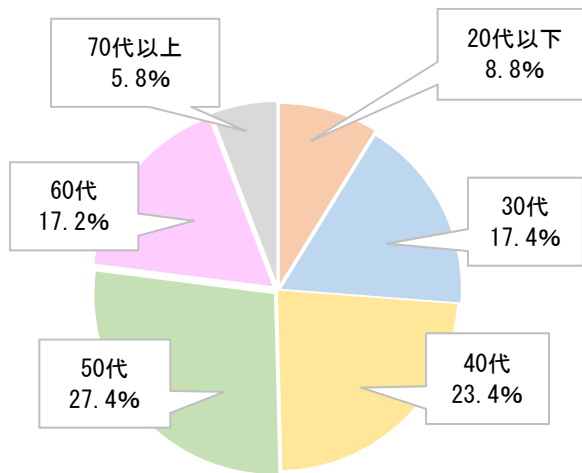
#### 3. 1 調査結果概要

回答者を性別に見ると、男性 70.8%、女性 29.2%であり、年代別では、50 代（27.4%）、40 代（23.4%）、30 代（17.4%）、60 代（17.2%）、20 代以下（8.8%）、70 代以上（5.8%）の順で多く、40 代と 50 代で約半数を占めていた（図 5）。

---

<sup>6</sup> JIS B 9713-3：2004 昇降設備が必要な全ての機械について、機械の一部を構成する階段、段ばしご、防護柵に適用される規格で、安全要求事項として構造や材料等に関する事項を定めている。

<sup>7</sup> 本調査の回答者 500 名を得るために、自宅以外の場所を、荷物を保管する場所として利用している又は利用していたことがあるとの回答者を絞り込んだが、その回答者 2,523 名は、16,965 名にその質問を投げかけた結果得られた。結果的に、16,965 名の消費者から 500 名を選別することができたことから、レンタルボックスの利用率は約 3%（ $500 \div 16,965 \times 100 \approx 2.95$ ）と推定される。



N=500

図5 回答者の年代

「利用している」又は「利用していたことがある」レンタルボックスは何階建ての造りかを尋ねたところ、1階建て（59.6%）、2階建て（39.8%）、その他（0.6%）となっており、2階建てレンタルボックスと回答した消費者は199名であった。また、そのうち、「2階部分を利用している」又は「利用していたことがある」と回答した者は合計107名であった（図6）。

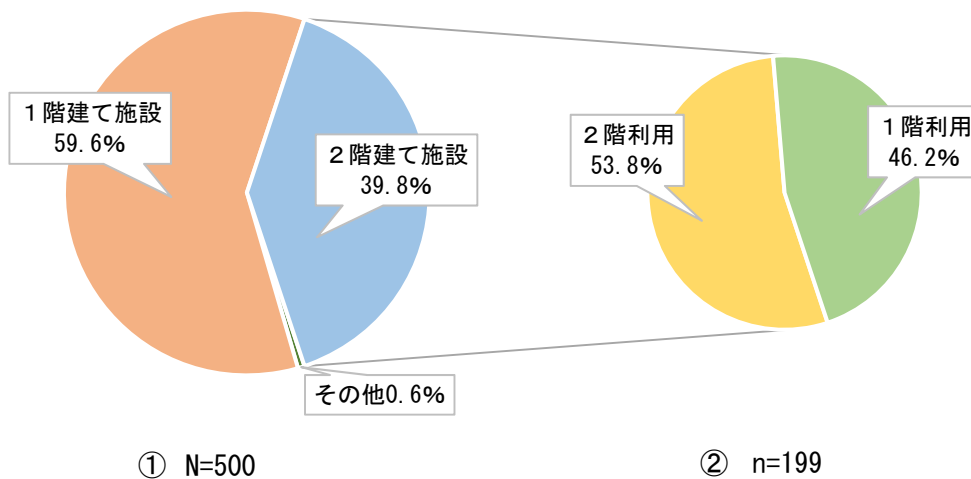


図6

①利用している又は、利用していたレンタルボックス施設の階層

②2階建て施設の回答者で、2階部分を利用している又は、利用していた消費者

### 3. 2 レンタルボックス 2 階部分への昇降手段

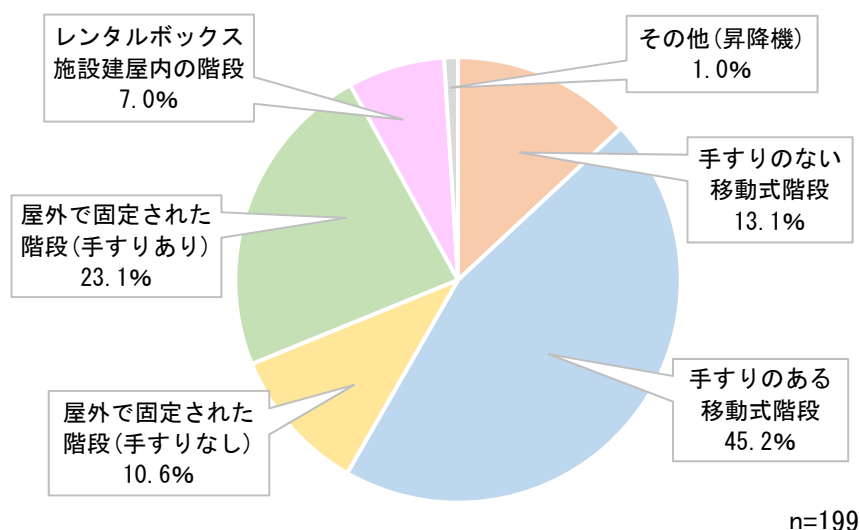


図7 レンタルボックスの2階部分への昇降手段

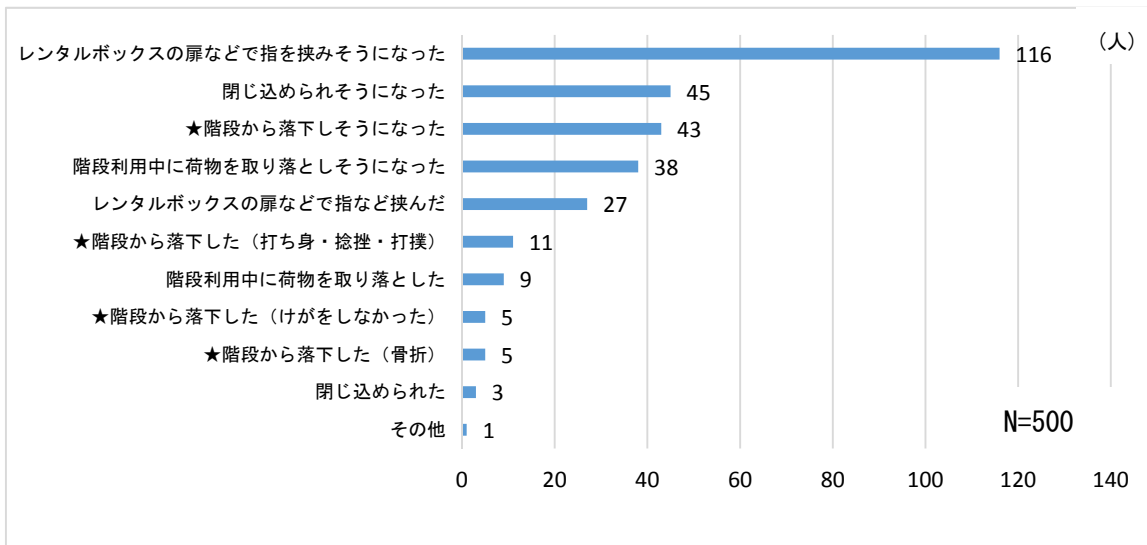
2階建てレンタルボックスを「利用している」又は「利用していたことがある」と回答した消費者 199 名に対して2階部分への昇降手段を尋ねた<sup>8</sup>結果は図7のとおりであった。手すりの有無にかかわらず、117名(58.3%)が固定されていない移動式階段を昇降手段とするレンタルボックスを利用していた。

### 3. 3 レンタルボックス利用時にヒヤリとしたり、けがをしたりした経験

レンタルボックスを利用している又は利用していた 500 名に対して、ヒヤリとする経験をした、けがをした経験があるかについて、複数回答で尋ねたところ、図8のとおりであった。「階段から落下した」と回答した者は 21 名(重複を除く<sup>9</sup>と 18 名で、これは全体の 3.6%)、「階段から落下した」又は「階段から落下しそうになった」と回答した者を合計すると 64 名(重複を除くと 61 名で、これは全体の 12.2%)であった。

<sup>8</sup> インターネット調査では移動式足場の階段も、固定された階段も「階段」として尋ねた。したがって、3. 2、3. 3で階段と記載しているものには、移動式足場を含む場合もある。

<sup>9</sup> 複数回落下したか、一度に打ち身・捻挫・打撲と骨折の両方のけがをしたのかは明らかではないが、落下してけがをしたとの回答項目(図8で★を付している項目)のうち2つ選択していた者が3名いた。



※ヒヤリとしたり、けがをしったりした経験がないとの回答は 258 人

図8 レンタルボックス利用時にヒヤリとしたり、けがをしったりした経験

「階段から落下した」又は「階段から落下しそうになった」と回答した者について、2階建ての2階部分を「利用している」又は「利用していたことがある」と回答した者(107名)を、昇降手段別に整理すると表のとおりである。

階段から落下したと回答した者(移動式階段から落下した者が8名、固定された階段から落下した者が9名で合計17名、うち重複を除くと14名)は、2階部分を「利用している」又は「利用していたことがある」と回答した者の13.1%、「階段から落下した」又は「階段から落下しそうになった」と回答した者(合計46名、うち重複を除くと43名)は、40.2%に当たる。

表 階段から落下した又は落下しそうになった者が利用していた昇降手段 (単位:人)

	移動式階段		屋外で固定された階段		レンタルボックス施設建屋内の階段	その他(昇降機)	計
	手すりなし	手すりあり	手すりなし	手すりあり			
<b>階段から落下しそうになった</b>	5	16	1	6	1	0	29
階段から落下した	けがをしなかった		0	2	0	0	2
	打ち身・捻挫・打撲		1	4	4	1	10
	骨折		1	2	1	1	5
<b>階段から落下した 計</b>	2	6	5	4	0	0	17
<b>階段から落下した・落下しそうになった 計</b>	7	22	6	10	1	0	46
参考 2階への昇降手段 計	8	54	12	24	7	2	107

## 4 結論

レンタルボックスは、消費者が自宅以外で物品を保管する場所として、広く利用されている。

移動式足場の階段については建築物の一部ではなく、また製品としての基準も定められていないことから、その安全性の確保は、製造者・事業者任せられている。例えば、申出事案では蹴上げが34～35cmとのことであり、建築基準法における建築物の階段（住宅の階段）に関する基準や、労働安全衛生法に関する「足場先行工法に関するガイドライン」と比べると、段差の幅が大きいことがわかる。また、日本工業規格「機械類の安全性—機械類への常設接近手段—第3部：階段、段ばしご及び防護さく（柵）」に規定されている範囲内にも収まっていない。事故情報データベースには本件申出事案以外に移動式足場の階段からの転落等の事故事例は登録されていないものの、インターネット調査の結果では、2階建てレンタルボックスの2階部分を利用している又は利用していたと回答した者107名のうち延べ8名が移動式足場の階段から延べ9名が固定された階段から転落している。レンタルボックスの利用時に、両手に荷物を抱えて昇降することは通常想定され、昇降手段の安全性には十分配慮されることが期待される。

以上のことから、消費者安全調査委員会としては次のように考える。

- (1) レンタルボックスの賃貸業を営む事業者に対しては、昇降手段における安全性確保と利用者への注意喚起の重要性を伝える必要がある。
- (2) 消費者に対しては、特に2層積みのレンタルボックスの2階部分を選択するに際し、両手に荷物を持ちながら利用することを想定して、利用者自身が昇降手段を実際に確認するよう注意を促す必要がある。

## 参考 その他情報収集で明らかになった安全に関する事項

参考までに、本事案に関して幅広く情報収集した中で、レンタルボックスに関して、明らかになった安全に関する事項を示す。消費者安全調査委員会としては、ここに示すようなコンテナを利用した建築物（以下「コンテナ利用建築物」という。）に関し、建築基準法違反については、引き続き、特定行政庁がその実態を確認し、法令に従って指導する必要があると考える。

### 参考1 レンタルボックスと建築基準法

継続的に使用するような随時かつ任意に移動できないコンテナは、その形態及び使用実態から建築基準法第2条第1号に規定する建築物に該当する<sup>10</sup>。

建築主は、建築物を建築しようとする場合には、建築基準法に基づく確認申請を行い、確認済証の交付を受けなければならない、確認済証の交付を受けたあとでなければ建築工事はできない（建築基準法第6条第1項及び8項）。建築基準法に基づく建築確認検査業務は、地方公共団体の自治事務として特定行政庁<sup>11</sup>が行う。また、特定行政庁は、違反を是正するために必要な措置<sup>12</sup>をとることを命ずることができる（同法第9条第1項）。

レンタルボックスを含むコンテナ利用建築物の取扱いについては、以下のよう  
に通知等で周知されている。

- ① 建設省住宅局建築指導課長通達（平成元年7月18日付け住指発第239号）
- ② 「コンテナを利用した建築物の取扱いについて（技術的助言）」（平成16年12月6日付け国住指第2174号）
- ③ 「コンテナを利用した建築物に係る違反对策の徹底について」（平成26年12月26日付け国住安第5号）

### 参考2 特定行政庁におけるコンテナ利用建築物の取扱いの例

一部の特定行政庁を対象として、申出事案を紹介の上、レンタルボックスを含

---

<sup>10</sup> 「コンテナを利用した建築物の取扱いについて（技術的助言）」（平成16年12月6日付け国住指第2174号 上記②の通知）に明記されている。

<sup>11</sup> 特定行政庁とは、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう（建築基準法第2条第1項第35号）。

<sup>12</sup> 当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限など。

む、コンテナ利用建築物の実態について電話によるヒアリングを行った<sup>13</sup>。

移動式足場に関する事項以外に、コンテナ利用建築物の違反建築物としての指導の実績についても併せて尋ねたところ、第一種低層住居専用地区、市街化調整区域内へのコンテナ設置などの用途地域違反<sup>14</sup>や、確認申請及び確認済証の交付を受けずに設置又は増築した建築物に対して指導を行ったという回答が複数みられた。具体的な回答例としては「レンタルボックス業を営むようなものは建築物として扱う。2層のコンテナが多いが、届出なし、基礎なし、・・・。何度も指導を行っている。」「平成元年、コンテナについて国の見解が出ているため、それに基づいて指導している。」などが挙げられた。

また、違反建築物の現状把握のための方策としては、定期的あるいは随時に見回りを実施したり、県民、市民、消防から寄せられる情報により現状を把握したりしているとの回答がみられた。具体的な回答例としては、「一度違反と特定された物件の事業者については、ホームページ等を活用して件数等を把握している。また、違反している事業者からの事情聴取や現場調査にて現状把握している。」「重点的に2段積みのもの、用途区域外設置のもの2点に付き監視している。」などが挙げられた。

その他、次のような意見もあった。

- ・テレビの情報番組で、違反コンテナ利用建築物であるにもかかわらず適法であると誤解を招くような紹介をしている例があり、違反行為の助長の一因となっているのではないかと懸念される。
- ・事業モデルとして【コンテナは建築物でない→建築確認不要、登記も不要、土地の貸借でOK、→地主の負担が少ない】と示し、事業者・地主双方にメリットがあると主張している事業者もいる。
- ・コンテナ利用建築物を設置する際に、建築基準法の申請や検査を受けて適法に建築する事業者もいるが、一方では、コンテナは建築物ではないとの主張で、違反するコンテナを拡大している事業者もおり、コンテナ利用建築物の違反是正指導の障害となっている。
- ・建築物として明確に判断できるような法整備が重要である。貸倉庫の需要が高まっており、構造はじめ、各基準の見直しも必要と考える。

<sup>13</sup> 首都圏、近畿圏、九州のうちの3都府県を対象として抽出し、当該3都府県を含めた管内の特定行政庁全ての合計31か所を抽出。電話での回答の他に後日文書で回答を得たものも含む。実施期間は平成29年2月13日から2月28日まで。

<sup>14</sup> 建築基準法では、住居専用地域の区分ごとに建築できる建築物、建築してはならない建築物が定められており、レンタルボックスは、住居専用地域では建築できない。また市街化調整区域は、市街化が抑制されており、特定行政庁から許可を受けることで例外的に建築が可能となる。